

幌加内町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 幌加内町

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成11年度 (17年経過)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適用
処理区域内人口密度	12.95人/ha (H27末)	流域下水道等への 接続の有無	無し
処 理 区 数	本町の下水道事業は、農業集落排水事業として1処理区(地区)であり、他の地区については個別処理を実施している。		
処 理 場 数	本町の下水道事業は、農業集落排水事業として1処理区(地区)であり、農業集落排水事業の処理場が1箇所、個別排水処理施設として浄化槽が190基設置済みとなっている。		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	最適化は、本町の汚水処理については北海道が策定した都道府県汚水処理構想「全道みな下水道構想Ⅲ」に則った整備を実施しているため、現時点において最適化を図ったものとなっている。 広域化、共同化については実施されていない。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	現行の使用料体系は、平成26年度に改定を実施しており、下表に示すとおり家事用・業務用・団体用に区分し、それぞれ基本料金と超過料金を設定している。																								
業務用使用料体系の 概要・考え方	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">用途</th> <th colspan="2">基本料金(1ヶ月につき)</th> <th rowspan="2">超過料金 (1m3増につき)</th> <th rowspan="2">量水器貸付料 (1ヶ月につき)</th> </tr> <tr> <th>基本水量</th> <th>基本料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家事用</td> <td>6m3まで</td> <td>1,030 円</td> <td rowspan="4">180 円</td> <td rowspan="4"></td> </tr> <tr> <td>家事用</td> <td>10m3まで</td> <td>1,730 円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>18m3まで</td> <td>3,130 円</td> </tr> <tr> <td>団体用</td> <td>20m3まで</td> <td>3,470 円</td> </tr> </tbody> </table>				用途	基本料金(1ヶ月につき)		超過料金 (1m3増につき)	量水器貸付料 (1ヶ月につき)	基本水量	基本料金	家事用	6m3まで	1,030 円	180 円		家事用	10m3まで	1,730 円	営業用	18m3まで	3,130 円	団体用	20m3まで	3,470 円
用途	基本料金(1ヶ月につき)		超過料金 (1m3増につき)	量水器貸付料 (1ヶ月につき)																					
	基本水量	基本料金																							
家事用	6m3まで	1,030 円	180 円																						
家事用	10m3まで	1,730 円																							
営業用	18m3まで	3,130 円																							
団体用	20m3まで	3,470 円																							
その他の使用料体系の 概要・考え方																									
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,490 円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,829 円																				
	平成26年度	3,530 円		平成26年度	3,976 円																				
	平成27年度	3,530 円		平成27年度	3,996 円																				

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	1人(総務・管理部門)
事業運営組織	農業集落排水事業は、事業着手より建設課で所管している。 なお、同じ組織において個別排水処理施設設置事業も所管しており、効率的な管理運営に取り組んでいる。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	本町では事業規模が小さく新たな整備を有していないため、包括的民間委託を行う内容の業務は現段階では無い。 処理場の日常運転管理や管路等の定期清掃や下水道管の詰まりなどの緊急時対応の際には、その都度民間委託により対応を図っている。
	イ 指定管理者制度	下水道事業は、住民生活に直結する事業であり、指定管理者制度を利用した民間の管理・運営にはなじまないものと考えて、本町では検討していない。
	ウ PPP・PFI	本町では、大規模な新規整備や改築更新事業は無く、PPP・PFIに該当するような事業は現段階では無い。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	本町の下水道事業は、小規模であり処理水量や汚泥量が少ないため、本町単独でのエネルギー利用は採算が取れる技術は現段階ではない。 また、下水熱については、下水道管路施設からの下水熱利用が考えられるが、本町に布設された下水道管の管径は小さいため、現在の技術では下水熱利用は困難であるため未実施となっている。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	本町の下水道事業は、小規模であるため未利用土地・施設の活用等は見込まれない。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

<p>類似団体と比較すると収益的収支比率・経費回収率共に高い水準ですが、平成11年度に供用開始しており、今後機能強化事業も予定しており多額の改修費用が発生する為、更に高い水準で運営をしていく必要がある。 水洗化率については供用開始直後から右肩上がりで高い水準にありますが、更なる加入促進に努める。</p>
--

経営比較分析表

北海道 桃加内町	業種名	業種名	類似団地区分	人口 (人)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
	法非適用	下水道事業	F2	1,620	767.04	2.11
	資金不足比率 (%)	自己資本構成比率 (%)	有収率 (%)	処理区域内人口 (人)	処理区域面積 (km ²)	処理区域内人口密度 (人/km ²)
	-	該当数値なし	82.16	958	0.73	1,312.33
			1か月20m ³ 当たり管理料金 (円)			
			3,530			

グラフ凡例
 ■ 当該団体の値 (当該値)
 - 類似団体平均値 (平均値)
 [] 平成26年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性

①収益的収支比率 (%)

年度	H22	H23	H24	H25	H26
当該値	73.79	83.37	97.00	105.26	91.26
平均値	82.41				

【単年度の収支】

②累積欠損金比率 (%)

該当数値なし

【累積欠損】

③流動比率 (%)

該当数値なし

【支払能力】

④企業債残高対事業規模比率 (%)

年度	H22	H23	H24	H25	H26
当該値	558.20	102.50	68.43	17.10	37.42
平均値	1,316.70	1,224.75	1,144.05	1,117.11	1,044.80

【債務残高】

⑤経費回収率 (%)

年度	H22	H23	H24	H25	H26
当該値	58.86	83.83	92.43	93.75	82.41
平均値	43.24	42.13	42.48	41.04	50.82

【料金水準の適切性】

⑥汚水処理原価 (円)

年度	H22	H23	H24	H25	H26
当該値	322.90	227.77	207.51	204.20	241.24
平均値	338.76	348.41	343.80	357.08	300.52

【費用の効率性】

⑦施設利用率 (%)

年度	H22	H23	H24	H25	H26
当該値	43.78	42.83	43.10	42.25	48.72
平均値	44.78	47.19	46.59	45.82	53.52

【施設の効率性】

⑧水洗比率 (%)

年度	H22	H23	H24	H25	H26
当該値	94.15	94.96	95.16	95.74	96.14
平均値	73.60	73.78	72.99	71.97	84.07

【使用料対象の補償】

⑨営業改善率 (%)

年度	H22	H23	H24	H25	H26
当該値	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
平均値	0.00	0.08	0.06	0.04	0.02

【営業の更新投資・老朽化対策の実施状況】

2. 老朽化の状況

①有形固定資産減価償却率 (%)

該当数値なし

【施設全体の減価償却の状況】

②営業老朽化率 (%)

該当数値なし

【営業の更新投資・老朽化対策の実施状況】

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について
 類似団体と比較すると収益的収支比率・経費回収率は共に高い水準ですが、平成11年度に供用開始しており、今後機能強化事業も予定しており多額の改修費が必要となる為、更に高い水準で運営していく必要がある。水洗比率については供用開始直後から右肩上がりであり高い水準にありますが、更なる加入促進に努める。

2. 老朽化の状況について
 平成11年度の供用開始の為、管理については法定耐用年数を超えるものは無いが、処理機の計装・機械設備などについては今後予定している機能診断・設備更新等に基づき機能強化事業を実施予定。

全体総括
 当町は平成18～20年度の3か年で料金改定を行い総収益の増収を行ってきたが、更に今後は人口減少に伴い料金収入が減少していくことや、今後予定している機能強化事業を実施する為、維持管理等のあり方などを員直し経費の削減に努める。

※ 法適用企業と類似団地区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。
 ※ 平成22年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数に基づき算出されています。

2. 経営の基本方針

本町の下水道事業における経営の基本方針は、公営企業であることを鑑み、「地方財政法第6条」や「地方財政法施行令第46条」に示されている経営の原則に則ることを基本とし、本町の上位計画である「幌加内町第7次総合振興計画」に準じて、以下のとおりとする。

【経営の基本方針】

- ① 農業集落排水事業への加入率の向上
- ② 適切な維持管理、効率的な運営の実施
- ③ 経費負担の明確化と独立採算制に向けた収支計画

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

本町の農業集落排水事業は、平成11年度に概ね整備が完了し、現在の整備率は約100%である。今後は、供用開始から17年が経過していることから、処理場施設の機械・電気設備の改築更新事業がメインとなる。計画期間中は、以下の投資を見込み、普及率は61%を将来に渡って確保し、経費回収率については中間年度(H34)で61.1%、最終年度(H38)で56.2%を見込むものとする。

(1) 設計・調査

設計・調査として、計画期間(H29～H38)の10年間で約13,500千円を見込む。

(2) 処理場施設の改築更新

処理場施設の改築更新事業として、老朽化した機械・電気設備について、長寿命化計画・ストックマネジメント計画に従い実施する。計画期間(H29～H38)の10年間で約50,000千円を見込む。

② 収支計画のうち財源についての説明

本町の農業集落排水事業の財源としては、下水道使用料収入、建設改良に伴う国庫補助金及び起債、一般会計繰入金を見込む。

(1) 下水道使用料

下水道使用料は、現行の料金体系として、人口減少を見込み算出した。

計画期間中(H29～H38)の10年間で約147,221千円を見込む。

(2) 国庫補助金

国庫補助金は、現行の補助率が将来も継続するものとして、建設改良費に対する率を乗じて算出した。

計画期間中(H29～H38)の10年間で約38,500千円を見込む。

(3) 起債

起債は、現行の充当率が将来も継続するものとして、建設改良費に対する率を乗じて算出した。

計画期間中(H29～H38)の10年間で約25,000千円を見込む。

(4) 一般会計繰入金

一般会計繰入金は、H28の総務省通知の繰出基準を見込むほか、単年度の再収支が均衡するように基準外を繰り入れる。

計画期間中(H29～H38)の10年間で約280,021千円を見込む。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

本町の農業集落排水事業の投資以外の経費としては、維持管理費を見込む。

(1) 管路施設の維持管理費

計画期間中(H29～H38)の10年間で約2,500千円を見込む。

(2) ポンプ場施設の維持管理費

計画期間中(H29～H38)の10年間で約1,820千円を見込む。

(3) 処理場施設の維持管理費

計画期間中(H29～H38)の10年間で約221,334千円を見込む。

(4) その他維持管理費

計画期間中(H29～H38)の10年間で約1,200千円を見込む。

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算) (見込)	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	
収益的収入	1 総収入	36,351	31,242	34,810	34,547	34,302	34,013	33,761	33,510	33,765	33,514	33,300	32,924	32,744	
	(1) 営業収入	17,057	16,372	16,128	15,840	15,589	15,301	15,049	14,798	14,582	14,330	14,114	13,899	13,719	
	了料収入	17,057	16,372	16,128	15,840	15,589	15,301	15,049	14,798	14,582	14,330	14,114	13,899	13,719	
	イ 受託工事収入														
	ウ その他														
	(2) 営業外収入	19,294	14,870	18,682	18,707	18,713	18,712	18,712	18,712	18,712	19,183	19,184	19,186	19,025	19,025
	了他会計繰入金	19,294	14,685	18,682	18,707	18,713	18,712	18,712	18,712	18,712	19,183	19,184	19,186	19,025	19,025
イ その他		185													
収益的支出	2 総費用	24,822	24,432	26,151	26,033	25,832	25,626	25,416	25,203	25,485	25,263	25,036	24,804	24,576	
	(1) 営業費用	20,009	19,918	21,942	22,136	22,252	22,370	22,490	22,614	22,740	22,868	22,998	23,130	23,266	
	了職員給与	4,822	4,791	4,790	4,790	4,790	4,790	4,790	4,790	4,790	4,790	4,790	4,790	4,790	
	了退職手当														
	イ その他	15,187	15,127	17,152	17,346	17,462	17,580	17,700	17,824	17,950	18,078	18,208	18,340	18,476	
	(2) 営業外費用	4,813	4,514	4,209	3,897	3,580	3,256	2,926	2,745	2,589	2,395	2,038	1,674	1,310	
	了支払利息	4,813	4,514	4,209	3,897	3,580	3,256	2,926	2,745	2,589	2,395	2,038	1,674	1,310	
了一時借入金利息															
イ その他															
資本的収入	3 収支差引(A)-(D)-(E)	11,529	6,810	8,659	8,514	8,470	8,387	8,345	8,307	8,280	8,251	8,264	8,120	8,168	
	1 資本的収入	9,462	9,810	6,954	9,410	10,772	11,678	13,551	58,925	9,296	9,675	10,021	10,359	10,675	
	(1) 地方債								25,000						
	了資本費平準化														
	(2) 他会計補助金	9,462	9,810	6,954	7,410	7,772	8,178	8,551	8,925	9,296	9,675	10,021	10,359	10,675	
	(3) 他会計借入金														
	(4) 固定資産売却代金														
資本的支出	(5) 国(都道府県)補助金				2,000	3,000	3,500	5,000	25,000						
	(6) 工事負担金														
	(7) その他														
	2 資本的支出	20,991	16,620	15,613	17,924	19,242	20,065	21,896	67,232	17,576	17,926	18,285	18,479	18,843	
	(1) 建設改良費	5,982	1,312		2,000	3,000	3,500	5,000	50,000						
	了職員給与														
	(2) 地方債償還金	15,009	15,308	15,613	15,924	16,242	16,565	16,896	17,232	17,576	17,926	18,285	18,479	18,843	
(3) 他会計長期借入金返還金															
(4) 他会計への繰出金															
(5) その他															
3 収支差引(F)-(G)	(I)	△ 11,529	△ 6,810	△ 8,659	△ 8,514	△ 8,470	△ 8,387	△ 8,345	△ 8,307	△ 8,280	△ 8,251	△ 8,264	△ 8,120	△ 8,168	

投資・財政計画
(収支計画)

区分	年度	(単位:千円, %)													
		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	前年度 (決算) 〔見込〕	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
収支再差引	(E)+(I)														
積立金	(K)														
前年度からの繰越金	(L)														
前年度繰上充用金	(M)														
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)														
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)														
実質収支黒字	(P)														
(N)-(O)	(Q)														
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$														
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	91	79	83	82	82	81	80	79	78	78	77	76	75	
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(R)														
営業収益 - 受託工事収益	(B)-(G)	17,057	16,372	16,128	15,840	15,589	15,301	15,049	14,798	14,582	14,330	14,114	13,899	13,719	
地方財政法による 資金不足の比率	$\frac{(R)}{(S)} \times 100$														
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額	(T)														
健全化法施行令第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)														
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)														
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$\frac{(T)}{(V)} \times 100$														
他会計借入金残高	(W)														
地方債残高	(X)	231,548	216,240	200,627	184,703	168,461	151,896	135,000	142,768	125,192	107,266	88,981	70,502	51,659	
○他会計繰入金		(単位:千円)													
区分	年度	(単位:千円)													
		前々年度 (決算)	前年度 (決算) 〔見込〕	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	
収益的収支分		19,294	14,685	18,682	18,707	18,713	18,712	18,712	18,712	19,183	19,184	19,186	19,025	19,025	
	うち基準内繰入金	19,294	14,685	18,682	18,707	18,713	18,712	18,712	18,712	19,183	19,184	19,186	19,025	19,025	
	うち基準外繰入金														
資本的収支分		9,462	9,810	6,954	7,410	7,772	8,178	8,551	8,925	9,296	9,675	10,021	10,359	10,675	
	うち基準内繰入金														
	うち基準外繰入金	9,462	9,810	6,954	7,410	7,772	8,178	8,551	8,925	9,296	9,675	10,021	10,359	10,675	
合計		28,756	24,495	25,636	26,117	26,485	26,890	27,263	27,637	28,479	28,859	29,207	29,384	29,700	

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	広域化・共同化については近隣市町村との連携が必要であるため、必要に応じて検討を実施する。最適化については、北海道が策定した都道府県汚水処理構想の「全道みな下水道構想Ⅲ」に準じた整備を行っており、見直し等が有った場合には速やかに対応する。
投資の平準化に関する事項	ストックマネジメント計画の策定を行い、リスクとサービスレベルを考慮した投資計画を検討し、投資の平準化を図るものとする。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	事業の規模や今後の事業量等を考慮すると、本町単独での民間活力の活用については困難であるため、近隣市町村との共同化の検討と併せて検討を行うものとする。
その他の取組	本町の農業集落排水事業の整備は、概ね完了しており、今後は改築更新が発生する見込みであり、ストックマネジメント/アセットマネジメント計画等を踏まえて、適切に改築更新を行うものとする。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	本町では、定期的な下水道使用料の検討を行っており、必要に応じて改定を実施しているため、これまでどおりの対応を行うものとする。
資産活用による収入増加の取組について	本町の農業集落排水事業では、活用可能な資産を有していないため、将来においても資産活用による収入増加は見込まない。
その他の取組	実質収支が赤字になるなど、財源が収支計画どおり確保できない場合には、資本費平準化債等の活用について検討する。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	事業の規模や今後の事業量等を考慮すると、本町単独での民間活力の活用については困難であるため、近隣市町村との共同化の検討と併せて検討を行うものとする。
職員給与に関する事項	現在は、町長部局内に組織があり、町全体での職員給与に関する事項を検討した結果を反映するものとしている。
動力費に関する事項	近年の電力料金の動向を踏まえて設定(年2%の上昇)をしているが、設定値を大幅に上回る場合には、収支計画を見直すものとする。
薬品費に関する事項	薬品費は委託費に含まれるため、計上していない。
修繕費に関する事項	ストックマネジメント計画の策定を行い、ライフサイクルコストの最小化による対応(修繕・改築)を実施する。
委託費に関する事項	委託費は、処理場の運転・維持管理を年間委託しており、処理規模に変更がないため、近年実績を考慮して同程度を見込むものとする。
その他の取組	改築・更新において、設備等を取り替える際には省エネ機器を導入して、経費の削減に取り組むものとする。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	原則として、毎年度の決算終了後に確認(実質収支)を行い、中間年度(平成34年度)には将来の見直しについても、大きく変更がないかを検証して、計画から大幅に乖離が見られた場合には速やかに計画の見直しを実施する。 また、計画期間中に地方公営企業法を適用した際には、会計方式が変更となるため、速やかに見直しを行うものとする。
---------------------	---